

院内感染対策事業実施要綱 新旧対照表

新 通 知	現 行
別添	別添
<u>院内感染対策事業実施要綱</u>	<u>院内感染対策事業実施要綱</u>
第1 院内感染対策施設整備事業	第1 院内感染対策施設整備事業
<p>1 目的 この事業は、MRSA（メチシリン耐性黄色ブドウ球菌）などの耐性菌の増加に伴い、院内感染症に適切に対応するため、病室の個室化及び個室の空調設備の整備を促進することにより、患者のプライバシーを保護するとともに、院内感染の拡大防止を図ることを目的とする。</p> <p>2 事業の実施主体 この事業の実施主体は、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院の開設者とする（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財團済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）。</p> <p>3 事業内容 次の条件に該当する病院における院内感染者のための個室整備であること。 (1) 厚生労働省が実施する院内感染対策講習会に医師又は看護師等を参加させるなど積極的な取り組みを行っていること。 (2) 個室整備に必要な設備（専用のバス、トイレ等）を設けること。</p>	<p>1 目的 この事業は、MRSA（メチシリン耐性黄色ブドウ球菌）などの耐性菌の増加に伴い、院内感染症に適切に対応するため、病室の個室化及び個室の空調設備の整備を促進することにより、患者のプライバシーを保護するとともに、院内感染の拡大防止を図ることを目的とする。</p> <p>2 事業の実施主体 この事業の実施主体は、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院の開設者とする（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財團済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）。</p> <p>3 事業内容 次の条件に該当する病院における院内感染者のための個室整備であること。 (1) 厚生労働省が実施する院内感染対策講習会に医師又は看護師等を参加させるなど積極的な取り組みを行っていること。 (2) 個室整備に必要な設備（専用のバス、トイレ等）を設けること。</p>
第2 院内感染対策設備整備事業	第2 院内感染対策設備整備事業
<p>1 目的 この事業は、病院に自動手指消毒器の整備を促進し、手指を媒介としたMRSA等による院内感染症の拡大防止を図ることを目的とする。</p> <p>2 事業の実施主体 この事業の実施主体は、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病</p>	<p>1 目的 この事業は、病院に自動手指消毒器の整備を促進し、手指を媒介としたMRSA等による院内感染症の拡大防止を図ることを目的とする。</p> <p>2 事業の実施主体 この事業の実施主体は、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病</p>

院の開設者とする（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。

3 事業内容

次の条件に該当する病院における院内感染の拡大防止を目的とした自動手指消毒器の初度設備整備であること。

(1) 次に掲げるア～クのうち、いずれかに該当する病院であること。

ア 昭和52年7月6日付医発第692号医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」に基づく次の病院

(ア) 病院群輪番制に参加している病院

(イ) 共同利用型病院

(ウ) 救命救急センター又は救命救急センターを設置している病院

イ 昭和59年10月25日付健政発第263号健康政策局長通知「共同利用施設及び地域医療研修センターの整備について」に基づく共同利用施設

ウ 平成13年5月16日付医政発第529号医政局長通知「へき地保健医療対策事業等について」に基づくへき地医療拠点病院

エ 本通知に基づく院内感染対策施設整備事業実施病院

オ 平成5年12月15日付健政発第786号健康政策局長通知「医療施設近代化施設整備事業の実施について」に基づく医療施設近代化施設整備事業実施病院

カ 平成5年6月15日付健政発第385号健康政策局長通知「公的病院等特殊診療部門運営事業について」に基づく在宅医療施設

キ 平成21年3月30日付医政発第0330011号医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」に基づく次の病院

(ア) 小児医療施設

(イ) 周産期医療施設

ク 平成21年3月30日付厚生労働省発医政第0330004号事務次官通知「医療提供体制施設整備交付金の交付について」に基づく次の病院

(ア) がん診療施設

(イ) 医学的リハビリテーション施設

(2) 厚生労働省の実施する院内感染対策講習会に医師又は看護師等を参加させるなど積極的な取り組みを行っていること。

院の開設者とする（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。

3 事業内容

次の条件に該当する病院における院内感染の拡大防止を目的とした自動手指消毒器の初度設備整備であること。

(1) 次に掲げるア～クのうち、いずれかに該当する病院であること。

ア 昭和52年7月6日付医発第692号医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」に基づく次の病院

(ア) 病院群輪番制に参加している病院

(イ) 共同利用型病院

(ウ) 救命救急センター又は救命救急センターを設置している病院

イ 昭和59年10月25日付健政発第263号健康政策局長通知「共同利用施設及び地域医療研修センターの整備について」に基づく共同利用施設

ウ 平成13年5月16日付医政発第529号医政局長通知「へき地保健医療対策事業等について」に基づくへき地医療拠点病院

エ 本通知に基づく院内感染対策施設整備事業実施病院

オ 平成5年12月15日付健政発第786号健康政策局長通知「医療施設近代化施設整備事業の実施について」に基づく医療施設近代化施設整備事業実施病院

カ 平成5年6月15日付健政発第385号健康政策局長通知「公的病院等特殊診療部門運営事業について」に基づく在宅医療施設

キ 平成21年3月30日付医政発第0330011号医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」に基づく次の病院

(ア) 小児医療施設

(イ) 周産期医療施設

ク 平成21年3月30日付厚生労働省発医政第0330004号事務次官通知「医療提供体制施設整備交付金の交付について」に基づく次の病院

(ア) がん診療施設

(イ) 医学的リハビリテーション施設

(2) 厚生労働省の実施する院内感染対策講習会に医師又は看護師等を参加させるなど積極的な取り組みを行っていること。

第3 院内感染地域支援ネットワーク事業

1 目的

この事業は、地域（都道府県単位）において、院内感染に関する専門家からなるネットワーク構築等により、医療機関が院内感染予防及び院内感染発生時の対応等について相談できる体制を整備することで、地域における院内感染対策を支援することを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は都道府県とする。ただし、都道府県は、地域医師会等に委託することができることとする。

3 事業内容

- (1) 地域の医療機関（特に独自の感染制御医師（ICD）、感染管理看護師（ICN）等を有しない中小病院、診療所等）からの院内感染対策等に関する相談について日常的に対応するものとする。
- (2) 地域の医療機関において発生した院内感染事例の収集、解析、評価を行い、地域における院内感染対策に役立てることとする。
- (3) 特定機能病院を含めた地域の医療機関における院内感染対策について、必要に応じて、院内感染に精通する外部の専門家に評価、助言を依頼するものとする。
- (4) 各医療機関からの院内感染に関する状況報告、相談・支援のための定期的な会議及び感染対策に関する研修会等を通じ、地域全体での情報の共有化を図るものとする。
- (5) 感染対策担当者による院内感染に関する相互チェック等を通じて、日常的に相互の協力関係を築くとともに、アウトブレイク発生時には感染拡大防止に向けた支援を行うことができる感染対策支援ネットワークを構築するものとする。
- (6) 事業実績の報告の際に評価結果等活動内容がわかる書類を添付すること。

第3 院内感染地域支援ネットワーク相談事業

1 目的

この事業は、院内感染を予防するため、地域（都道府県単位）において、院内感染に関する専門家による相談窓口を設置し、医療機関が院内感染予防等について日常的に相談できる体制を整備するとともに、地域における院内感染対策を支援することを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は都道府県とする。ただし、都道府県は、地域医師会等に委託することができることとする。

3 事業内容

- (1) 地域の医療機関（特に独自の感染制御医師（ICD）、感染管理看護師（ICN）等を有しない中小病院、診療所等）からの院内感染予防等に関する相談について日常的に対応するものとする。
- (2) 地域の医療機関において発生した院内感染事例の収集、解析、評価を行い、地域における院内感染予防対策に役立てることとする。なお、事業実績の報告の際に評価結果等活動内容がわかる書類を添付すること。
- (3) 特定機能病院を含めた地域の医療機関における院内感染予防対策について、必要に応じて、院内感染に精通する外部の専門家に評価、助言を依頼するものとする。